

虐待などの理由で極める家のない子どもたちを、一時的に保護する「子どもシェルター」。児童相談所や児童養護施設がカバーしきれない思春期の子どもたちが安心して休める場所をつくらうと、弁護士らを中心とした特定非営利活動法人(NPO法人)が民間の手で設立する動きがじわりと広がっている。

「行くところが無い」。

二〇〇四年、都内に日本初の子どものシェルター「カリヨン子どもの家」を開業した弁護士坪井節子さんは、子どもの人権擁護に携わる中で何度もそんな訴えに悩まされた。家庭で虐待を受け出したケースもあれば、児童養護施設や更生保護施設を出た後に、受け入れ先がなく、行き場をなくす例もあったという。

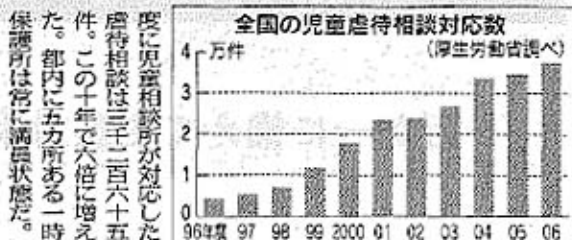
友達の家を転々

自分の家に数日間住ませたりもしたが限界がある。結局友達の家を転々とする子どもの姿を見て「思春期の子どもたちが安心して行き先を考える場所がない」と痛感したことが設立のきっかけになった。

子どもたちを緊急に保護する場所は児童相談所の一

子どもシェルター

虐待児らに生活の場を



厚生労働省の集計によると、二〇〇六年度に全国の児童相談所で対応した児童虐待相談対応件数は三万七千三百二十三件で過去最多。虐待を受けた児童などへの対応に困り動いている。

昨年二月には都道府県に一時保護所の緊急整備計画を提出するように求めた。厚生省の調査によ

足りない公的施設

ると、当時全国に百十三カ所あった保護所の一割め、支援強化で新設を促すが、常に一〇〇%を超え、「空白県」の解消を迫る過密状態となっていた。

また、中学卒業後の子どもを受け、児童養護施設に子どもたちが働きながら入所した子どもなどの自立を支援するため、就職「自立援助ホーム」へのや賃貸住宅契約の自己負担財政支援も増額する方針。証人を確保する事業も開始。現在全国に自立援助ホームは四十六カ所あるが、足りていない。

思春期の自立後押し

弁護士・NPOが運営

児童養護の枠組みに当てはまらず、支援を受けられない子どもも多い。昨年、愛知県に子どもシェルター「丘のいえ」を開所したNPO法人「子どもセンターパオ」の高橋直紹弁護士は「まず十八歳以上は児童福祉法の対象外。また性的虐待に

施設から遠慮されがち」と指摘する。

滞在期間は「約二カ月が目安」(影山さん)。

金銭面での壁も厚い。国からの補助金はなく、運営費は賛助金や寄付頼みだ。

子どもたちのために生まれた「子どもシェルター」。一体どんな場所なのか。昨年四月に神奈川県に開所した子どもセンター「んぼ」の場合、一軒家に定員は四十八人。常勤スタッフとボランティアスタッフが交代で二十四時間サポートする。門限など最低限の規則はあるものの、部屋は個室で起床時間なども決まってい

「これまでに八人の子どもたちが「んぼ」に入所した。ほとんどが十八歳以上の子どもだ」と。「オーブン」以来、とぎれなく子どもが入所しており、ニーズの強さを改めて実感する」と影山さんは話す。

アしている。保護する法的な根拠を導くこの問題をクリアしている。

「子どもセンター パオ」の活動に感謝している声です！

「子どもセンター パオ」の活動に感謝している声です！

「子どもセンター パオ」の活動に感謝している声です！



お菓子の売り上げの一部を子どもセンター「パオ」に寄付するなど、個人会員がシェルターを支える(名古屋市のパオ・フレンズ)

「んぼ」の活動に感謝している声です！

「んぼ」の活動に感謝している声です！

「んぼ」の活動に感謝している声です！

親から守るため 子どもシェルター設立の動きは全国に広がっており、民間で始まったものも各自治体が後から認知するという歴史をたどってきた」と指摘。「子どもシェルターも、普遍的なニーズがあるのならば、将来的には児童福祉法の中に組み込んでいくことも国や自治体は考える必要があるだろう」と話している。

松原康雄教授は「十代後半の子どもたちのサポート施設である自立援助ホームも、民間で始まったものも各自治体が後から認知する」と話している。